

○市本部関係職員

市本部員	本部長の指名により、部長(局長)が任にあたる。 市本部長(市長)の命を受け、市本部の業務に従事する。 ※市本部を政策企画室特別会議室に設置する。
市本部連絡員	部長が指名する職員。市本部連絡員室に常駐し、自己の所属する部と市本部との連絡にあたる。 ※連絡員は、本部大応接室に常駐する。
緊急本部員	市本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員。 市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。